

## (背景)

日本法人が米国の企業等に対して、例えば情報提供等の請負業務を行った場合、支払者(源泉徴収 義務者)が当該日本法人に対して支払時の源泉税について租税条約によって免税・軽減することが可 能になりますが、その際には日本法人が「W-8BEN-E(米国税金の源泉徴収および報告に関する最終 受益者のステータス証明書(事業体用))」を米国の支払い法人に提出する必要があります。

本件は、請負業務を行った日本法人が投資事業等は行っていない、日本の個人株主が主な中小企業 (非上場法人)で、上場法人の子会社でもない企業を前提に検討しました。

### (検討結果)

「W-8BEN-E」は、「米国税金の源泉徴収及び報告に関する最終受益者のステータス証明書(事業体用)」と言われているものです。このフォームは支払者または源泉徴収義務者に提出するものです(Internal Revenue Service (内国歳入庁)に提出するものではありません)。

米国法人が非居住者に支払う際には源泉徴収の有無の問題があり、そのため請負業務を行った日本 法人が日本の居住者であるかどうかを確認する必要があります。日本の居住者ということが分かれば 日米租税条約の適用ができるということになります。

W-8BEN-Eは米国の法律であるFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に関する様式で様々 なパターンを想定して、情報を把握しておきたいということからページ数が多いものとなっております。 本事例について日本法人が実際にチェックする箇所は非常に限られておりますので、日本法人のステー タスを適切にチェックしていけばよろしいかと思います。

これを提出することによって、日本法人のステータスが証明され、支払者(源泉徴収義務者)は支払 時の源泉税について免税・軽減して日本法人に支払うことが可能になります。一度提出すると3年間 は有効ですので、毎年提出する必要はありません。

### (解説)

具体的に日本法人がチェックする箇所については、以下の箇所でよろしいかと考えます。

「W-8BEN-E」は大分類でPart IからPart XXXまであり、その各Partの中で個別に番号が付されておりますので、各Partと個別番号からチェックする箇所を考えてみたいと思います。

6.5.1

ALALIE L

パー	パートI 最終受益者に関する情報					
Part I Identification of Beneficial Owner						
1	Name of organization that is the beneficial owner	2 Country of incorporation or organization				
	会社名を記載					
3	Name of disregarded entity receiving the payment (if applicable, see instructions)					
4	Chapter 3 Status (entity type) (Must check one box only):	n 🗌 Partnership				
	Simple trust Tax-exempt organization Complex t	rust 🗌 Foreign Government - Controlled Entity				
	Central Bank of Issue	Foreign Government - Integral Part				
	Grantor trust Disregarded entity Internation	al organization				
	If you entered disregarded entity, partnership, simple trust, or grantor trust above, is the entity a hybrid making a treaty claim? If "Yes," complete Part III. 🗌 Yes 🗹 No					
	,,,,,,,,,,_	,				
1	登記されている <u>法人名</u> を省略なく記載します。					
2	法人は日本国内に登記された法人に限りますので、「 <u>JAPAN</u> 」と記載します。					
4	Corporationをチェックします。					
	If you・・の質問は、上記のチェックでパートナーシップ等にチェックした事業体に聞いている					
	ので、通常法人ですとNoにチェックして下さい。					
5	自らのステータスをチェックする箇所ですが、 <u>能動的NFFE(Active NFEE. Complete Part</u> XXV.)にチェックして下さい。					
	$\underline{\mathbf{X}}_{\mathbf{X}}(\mathbf{Y}) = (\mathbf{Y}_{\mathbf{Y}}) + (\mathbf{Y}$					
5	Chapter 4 Status (FATCA status) (See instructions for details and complete the certification below for the entity's applicable status.)					
	Nonparticipating FFI (including an FFI related to a Reporting IGA					
	FFI other than a deemed-compliant FFI, participating FFI, or exempt beneficial owner).	Foreign government, government of a U.S. possession, o central bank of issue. Complete Part XIII.				
	Participating FFI.	International organization. Complete Part XIV.				
	Reporting Model 1 FFI.	Exempt retirement plans. Complete Part XV.				
	Reporting Model 2 FFI.	Entity wholly owned by exempt beneficial owners. Complete				
	Registered deemed-compliant FFI (other than a reporting Model 1 FFI, sponsored FFI, or nonreporting IGA FFI covered in Part XII).	<ul> <li>Territory financial institution. Complete Part XVII.</li> <li>Excepted nonfinancial group entity. Complete Part XVIII.</li> </ul>				
	See instructions.	Excepted nonlinancial start-up company. Complete Part XVIII.				
	Sponsored FFI. Complete Part IV.	Excepted nonfinancial entity in liquidation or bankruptcy.				
	Certified deemed-compliant nonregistering local bank. Complete	Complete Part XX.				
	Part V. Certified deemed-compliant FFI with only low-value accounts.	<ul> <li>501(c) organization. Complete Part XXI.</li> <li>Nonprofit organization. Complete Part XXII.</li> </ul>				
	Complete Part VI.	<ul> <li>Publicly traded NFFE or NFFE affiliate of a publicly tradec</li> </ul>				
	Certified deemed-compliant sponsored, closely held investment	corporation. Complete Part XXIII.				
	vehicle. Complete Part VII.	Excepted territory NFFE. Complete Part XXIV.				
	<ul> <li>Certified deemed-compliant limited life debt investment entity.</li> <li>Complete Part VIII.</li> </ul>	Active NFFE. Complete Part XXV.				
	Certain investment entities that do not maintain financial accounts.	Excepted inter-affiliate FFI. Complete Part XXVII.				
	Complete Part IX.	Direct reporting NFFE.				
	Owner-documented FFI. Complete Part X.	Sponsored direct reporting NFFE. Complete Part XXVIII.				
	Restricted distributor. Complete Part XI.	Account that is not a financial account.				

NFFE (Non-Financial Foreign Entity) は、<u>米国外の金融機関以外の事業体で、</u>その中の「能動的NFFE」とは、FATCAに関する「声明」の付属書の「VI.特別のルール及び定義、B定義 4. 能動的NFEEのa)」において以下のように記載されています。 第171号

# 常にほんずし

a) 当該NFFEの前暦年その他適切な報告対象期間における総所得の50%未満が受動的所得 であること、かつ、当該NFFEが前暦年その他適切な報告対象期間において保有していた資産の 50%未満が、受動的所得を稼得する資産であるか、又は受動的所得の稼得を目的として保有され ている資産であること。

一方、受動的NFFEは、米国外の金融機関でない事業体であり、能動NFFEの資格がない事業 体です。

以上のことから、本事例の場合ですと能動的NFFE (Active NFFE. Complete Part XXV) になると思います。

<u>6</u> 履歴事項全部証明書に記載された現住所を記載。 Countryには「JAPAN」と記載します。

6 P	ermanent residence address (street, apt. or suite n 市町村以降の住所を記載	o., or rural route). Do not use a P.O. box or in-ca	re-of address (other than a registered address).			
	City or town, state or province. Include postal co	de where appropriate.	Country			
L L	都道府県と郵便番号を記載		JAPANと記載			
パート	Ⅱ 記載不要です。					
パート	ш					
Part	III Claim of Tax Treaty Benefits (if	applicable). (For chapter 3 purposes of	only.)			
	I certify that (check all that apply):	JAPANと記載				
a	The beneficial owner is a resident of treaty between the United States and that co		within the meaning of the income tax			
bN	The beneficial owner derives the item (or	items) of income for which the treaty benefit with limitation on benefits. The following are typ	s are claimed, and, if applicable, meets the es of limitation on benefits provisions that may			
	Government	Company that meets the ownership and b	ase erosion test			
	ts test					
	Other tax-exempt organization	Company with an item of income that mee				
	Publicly traded corporation	Favorable discretionary determination by t	he U.S. competent authority received			
	Subsidiary of a publicly traded corporation	<ul> <li>No LOB article in treaty</li> <li>Other (specify Article and paragraph):</li> </ul>				
c `		fits for U.S. source dividends received from a for the qualified resident status (see instructions).	reign corporation or interest from a U.S. trade			
14	日本国内に登記された法人の	)場合、14aにチェックを入れて、	空欄に「JAPAN」を記載します。			
14	b 最初の□にチェックを入れま	す。記載されている内容は「最	終受益者は、租税条約の恩恵を			
受ける所得項目を生み出し、かつ該当する場合は、特典制限を扱う条約の条項の						
	のある特典制限条項の種類です					
	(一つのみ選択、説明書を参					
		は以下のものになっていますが	結論から言いますと ち上の			
		「Company that meets the ownership and base erosion test (所有権および税源侵食テストを満				
		たす会社}」にチェックします。 このカテゴリーは、「会社の株式の議決権および価値の過半数が当該会社と同じ国に在住す				
		び上場法人によって直接または				
		:ります。ただし、過半数の所有				
	の居住者であり、かつ所有権	テストの有効株主以外の者に直	接または間接的に支払済みであ			

るか未払処理される金額が被所有会社の総所得の50%を超えない場合に限ります。」というこ とですので、当てはまるように思います。

14bの他のカテゴリーは以下の内容となっておりますので、本事例には該当しないと思われます。

- 政府—事業体が締結相手となる国家、地方政府または地方公共団体である場合、このテストの要件を満たします。
- 免税年金信託または年金基金ー信託または基金の受益者または参加者の過半数が信託また は基金自体の居住国の居住者であることがこのテストの原則的要件となります。
- その他の免税組織―宗教、慈善、科学、芸術、文化、教育に関する組織の受益者、構成員 または参加者の過半数が組織の居住国の居住者であることがこのテストの原則的要件とな ります。
- 上場法人
- 上場法人子会社
- 派生的受益テストを満たす会社(このテストは通常、NAFTA、EU、およびEEA加盟国の条約に限定しております)
- ・ 能動的な事業テストを満たす所得項目を有する会社—会社が居住国で事業に能動的に従事 しており、支払者が関連当事者である場合は、当該国での活動が自己の米国での活動と実 質的に関連しており、所得がこうした取引または事業に関連してまたは付随して発生する ことがこのテストの原則的要件となります。
- 有利な裁量判断を受領済み―適用される条約のLOBテストの特定目的を満たさないものの、会社が要求する恩恵の申請を認めるという特典を認める米国監督当局からの有利な裁量判断を取得することがこのテストの要件となります。条約または専門的解釈で明示的に別途定める場合を除き、裁量的恩恵の申請の保留中は、裁量的恩恵を主張できません。
- 租税条約にLOB条項(恩典制限(Limitation on Benefits))がない場合
- その他―上記に掲げられていないほかのLOBテスト(例:本拠テスト)。
- 14c 最終受益者は、外国法人から受領する米国源泉の配当金または<u>外国法人の米国での取引</u>または 事業から生じた利息に対する租税条約の恩恵を申請しており、かつ<u>適格居住ステータスに合致(能</u> 動NFFE)していますという場合ですので、チェックを入れます。



39

- パート1で特定した事業体は、金融機関以外の外国法人です。
- 受動的所得は、かかる事業体の前年分の総所得の50%未満です。ならびに
- 事業体の保有資産のうち、受動的所得を生み出すために保有される資産の割合は50%未 満です。

上記3項目の全てに該当すると思いますので、Active(能動的)NFEEの欄のチェックボックスに<u>チェッ</u>クを入れます。

#### Part XXV Active NFFE

39 V I certify that:

- . The entity identified in Part I is a foreign entity that is not a financial institution;
- . Less than 50% of such entity's gross income for the preceding calendar year is passive income; and

• Less than 50% of the assets held by such entity are assets that produce or are held for the production of passive income (calculated as a weighted average of the percentage of passive assets measured quarterly) (see instructions for the definition of passive income).



栃木県足利市堀込町(現:朝倉町)に「早川 農園」として1968年に開園。以来「250畳の 大藤」として愛されておりましたが、都市開 発の為1997年に現在の足利市迫間町に移設 し、「あしかがフラワーパーク」としてオープ ンした。

園のシンボルである大藤は日本の女性樹木 医第一号である「塚本こなみ」氏によって移 植され、大藤(当時樹齢130年)の移植は前 例がなく常識を超えた移植プロジェクトに全 国から注目を集め、日本で初めての成功例と なりました。

4月中旬から5月中旬までは、「ふじのはな

物語~大藤まつり~」が開催され、10月下旬 には、「光の花の庭」として夜景コンベンショ ンビューローが認定したイルミネーション(全 国1位獲得)が行われます。

【ホームページより引用 広報部長】

